

「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める意見書

現在の原発技術は、過酷事故（炉心溶融に至る重大事故）の可能性も排除できず、使用済み核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものです。

世界有数の地震国であり、世界で1、2の津波国である日本に集中的に立地することは、危険極まりないことです。九州電力が過酷な事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは現段階では難しいと考えます。

県民の生活と安全に責任を持つ鹿児島県知事は、県民の安全確保上重要な課題が解決していないことから、川内原発3号機増設の白紙撤回を求めるよう、国及び原子力規制委員会に対応することを求めます。

記

「住民の安全を守る」一点で一致して、「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月11日

始良市議会議長 湯之原 一郎

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿